

別紙 2

山梨県放課後児童支援員資格認定研修受講要件及び必要書類

	受講要件	必要書類
一	保育士の資格を有する者	・保育士（保母）資格証明書の写し または保育士証の写し
二	社会福祉士の資格を有する者	・社会福祉士登録証の写し
三	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上児童福祉事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1）
四	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者	・教員免許状の写し
五	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したことを証明できる書類）
六	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したことを証明できる書類）
七	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したことを証明できる書類）
八	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したことを証明できる書類）
九	高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） ・市町村が適当と認めたことの確認書（※）
十	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） ・市町村が適当と認めたことの確認書（※）

※確認書については、各市町村の放課後児童健全育成事業担当課へ依頼すること。